

## 日専連カードご利用極度額(可能枠)変更申込書について

拝啓 平素は日専連カードをご愛用賜り誠にありがとうございます。

この度は、日専連カードのご利用極度額(可能枠)変更をお申込いただきありがとうございます。別紙「日専連カードご利用極度額(可能枠)変更申込書」に必要事項をご記入いただき、下記のご提出書類を添付のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

今後とも日専連カードをご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 1) 本人確認書類 ※下記本人確認書類の写しをいずれか一部ご送付願います

- 運転免許証・運転経歴証明書を保有されている方
  - (1) 運転免許証または運転経歴証明書(住所・氏名変更された方は両面)
- 運転免許証を保有されていない方
  - (2) マイナンバーカード(表面のみ※通知カードは不可)
  - (3) 各種健康保険証(カードタイプは両面)
  - (4) 旅券(パスポート※顔写真と氏名・住所等が記載されているページ)
  - (5) 国民年金手帳(氏名・生年月日・住所が記載されているページ)
  - (6) 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書
  - (7) その他官公庁発行又は発給された書類

※(6)、(7)については、6ヶ月以内に作成されたものに限りです。

※各種健康保険証の被保険者記号・番号および国民年金手帳の基礎年金番号は黒く塗りつぶしてください。

### 2) 収入を証明する書類 ※キャッシングの新規設定又は増額希望の方のみ

- (1) 源泉徴収票(最近のもので、氏名・支払金額が記載されているもの)
- (2) 確定申告書(最近のもので、氏名・収入金額・所得金額の記載があり、税務署等の受領印が確認できるもの)
- (3) 給与の支払明細書(直近のもの2か月分+直近1年分の給与明細)
- (4) 所得証明書(直近年度分で、収入記載のあるもの)
- (5) 年金通知書(直近年度分で、氏名及び収入金額または支給金額が記載されているもの)
- (6) 年金証書(直近年度分)
- (7) 納税通知書(直近年度分で、発行年月日・発行元・氏名・収入金額が記載されているもの)
- (8) 青色申告決算書(直近年度分で、税務署受領印のあるもの)
- (9) 収入内訳書(直近年度分で、税務署受領印のあるもの)
- (10) 支払調書(最近のもので、氏名・金額が記載されているもの)

※複数の収入がある場合はそれぞれの収入を証明できる書類をご提出ください。

### 【ショッピングのご利用極度額(可能枠)について】

1. 割賦販売法第30条により、ショッピングご利用極度額(可能枠)のうち割賦枠の増額につきましては、包括支払可能見込額の90%の限度内で設定させていただきます。  
なお、包括支払可能見込額は、  
〔年収等－生活維持費(法律で規定)－1年間あたりのクレジット支払予定額〕で算定します。
2. ショッピングの増額は、継続増額と一時増額の2種類ありますが、審査結果に基づきご案内いたします。
3. 専業主婦、または年収が103万円以下の方は、配偶者様の年収、クレジット支払額を必ずご記入願います(配偶者様の年収等を合算して包括支払可能見込額を算定いたします)。

## 【キャッシングのご利用極度額（可能枠）について】

1. 貸金業法第13条により、お客様のキャッシングご利用極度額（可能枠）を含む総お借入額が、年収の3分の1を超えている場合は、キャッシングのご利用を制限させていただきますので、予めご了承ください。
2. 別紙申請書の③ご希望する極度額（可能枠）ご記入にあたってのご注意
  - 1) 現在キャッシング極度額（可能枠）ゼロの方 ⇒ 「新規」を選択してください。
  - 2) 現在キャッシング極度額（可能枠）ゼロ以外の方 ⇒ 「増額」を選択してください。

## 【注意事項】

1. ご提出いただいた書類はご返却いたしませんのであらかじめご了承ください。
2. 審査の結果、カードのご利用極度額（可能枠）の減額や利用停止など、ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。
3. 審査結果につきましては文書による回答となっておりますが、記載内容や提出書類に不備等がある場合は、お電話にてご確認させていただきますので、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

本ご案内に関するお問い合わせ先

㈱日専連ホールディングス 管理部 電話 017-775-3593（平日 9：30～17：30）